

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税・固定資産税・軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名護市は、個人住民税・固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県名護市長

公表日

令和6年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税・固定資産税・軽自動車税に関する事務
②事務の概要	<p>【個人住民税に関する事務】 個人住民税の賦課、更正、減免。 住民税課税情報の照会、回答。</p> <p>【固定資産税に関する事務】 ・地方税法に基づき、土地・家屋・償却資産の所有者等に対する固定資産税額を算出し、賦課徴収している。 また、申請に基づき、固定資産税情報から評価証明書等を発行している。 ・特定個人情報ファイルを、次の事務等で取り扱う。 ①固定資産税の賦課、更正、減免 ②固定資産税情報の照会、回答</p> <p>【軽自動車税に関する事務】 ・地方税法に基づき、軽自動車の所有者又は使用者等に対する軽自動車税額を算出し賦課徴収している。 また、申請に基づき、軽自動車情報から、納税証明書・標識交付証明書・廃車済書等を発行している。 ・特定個人情報ファイルを、次の事務等で取り扱う。 ①軽自動車税の賦課、更正、減免、徴収 ②軽自動車税情報の照会、回答</p>
③システムの名称	税務システム、庁内中間サーバー、団体内統合宛名システム、中間サーバー、申告支援システム、eLTAXシステム、国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
税務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(令和6年デジタル庁・総務省令第7号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172及び173の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名護市 市民部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	名護市市民部税務課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	名護市市民部税務課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバーカードの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うなど、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和6年5月22日デジタル庁)に基づき留意事項等を遵守している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	操作可能な者を最小限にし、アクセスが可能な職員は、パスワードと顔による二要素認証により限定されていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
平成29年7月31日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
令和1年6月18日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	T905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 名護市地域政策部企画情報課 0980-53-	事後	
令和1年6月18日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	T905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 名護市総務部税務課 0980-53-1212	事後	
令和1年6月18日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日時点	令和1年6月18日時点	事後	
令和1年6月18日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月27日時点	令和1年6月18日時点	事後	
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	新様式に係る項目追加	事後	
令和2年11月11日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>【個人住民税に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき、住民・税務署等から提出された申告情報、企業・年金保険者等から提出された支払報告書を元に住民税額を算出し、賦課徴収している。 また、申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書等を発行している。 ・特定個人情報ファイルを、次の事務等で取り扱う。 ①個人住民税の賦課、更正、減免、徴収 ②課税証明書、所得証明書等の発行 ③住民税課税情報の照会、回答 ④口座振替処理 ⑤過誤納が発生した納税義務者等へ還付・充当処理 ⑥督促及び催告処理 ⑦滞納整理 <p>【固定資産税に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき、土地・家屋・償却資産の所有者等に対する固定資産税額を算出し、賦課徴収している。 また、申請に基づき、固定資産税情報から評価証明書等を発行している。 ・特定個人情報ファイルを、次の事務等で取り扱う。 ①固定資産税の賦課、更正、減免、徴収 ②評価証明書等、各種証明書等の発行 ③固定資産税情報の照会、回答 ④口座振替処理 ⑤過誤納が発生した納税義務者等へ還付・充当処理 ⑥督促及び催告処理 ⑦滞納整理 <p>【軽自動車税に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき、軽自動車の所有者又は使用者等に対する軽自動車税額を算出し賦課徴収している。 また、申請に基づき、軽自動車情報から、納税 	<p>【個人住民税に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人住民税の賦課、更正、減免。 住民税課税情報の照会、回答。 <p>【固定資産税に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき、土地・家屋・償却資産の所有者等に対する固定資産税額を算出し、賦課徴収している。 また、申請に基づき、固定資産税情報から評価証明書等を発行している。 ・特定個人情報ファイルを、次の事務等で取り扱う。 ①固定資産税の賦課、更正、減免 ②固定資産税情報の照会、回答 <p>【軽自動車税に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき、軽自動車の所有者又は使用者等に対する軽自動車税額を算出し賦課徴収している。 また、申請に基づき、軽自動車情報から、納税証明書・標識交付証明書・廃車済書等を発行している。 ・特定個人情報ファイルを、次の事務等で取り扱う。 ①軽自動車税の賦課、更正、減免、徴収 ②軽自動車税情報の照会、回答 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月11日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二(27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和2年11月11日	I 5. 評価実施機関における担当部署①部署	総務部 税務課	市民部 税務課	事後	
令和2年11月11日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 名護市地域政策部企画情報課 0980-53-	〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 名護市市民部税務課 0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 名護市総務部税務課 0980-53-1212	〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 名護市市民部税務課 0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月18日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年11月11日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月18日時点	令和2年8月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二(27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3、第59条の4 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二(27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和4年2月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日時点	令和4年1月31日時点	事後	
令和4年2月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日時点	令和4年1月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月28日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3、第59条の4 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二(27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の3、第59条の4 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二(27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和5年2月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年2月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和6年2月29日	法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月29日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二(27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二(27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和6年2月29日	II 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和6年2月29日時点	事後	
令和6年2月29日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和6年2月29日時点	事後	
令和6年10月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務システム、庁内中間サーバー、団体内統合宛名システム、中間サーバー	税務システム、庁内中間サーバー、団体内統合宛名システム、中間サーバー、申告支援システム、eLTAXシステム、国税連携システム	事後	様式の変更による
令和6年10月1日	I 2. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(令和6年デジタル庁・総務省令第7号)第16条	事後	様式の変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 <p>別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の3、第59条の4 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二(27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172及び173の項 	事後	様式の変更による
令和6年10月1日	II 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月29日時点	令和6年10月1日時点	事後	様式の変更による
令和6年10月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月29日時点	令和6年10月1日時点	事後	様式の変更による
令和6年10月1日	IV 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生する リスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式の変更による
令和6年10月1日	IV 8.人手を介在させる作業判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバーカードの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うなど、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和6年5月22日デジタル庁)に基づき留意事項等を遵守している。	事後	様式の変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式の変更による
令和6年10月1日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式の変更による
令和6年10月1日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		操作可能な者を最小限にし、アクセスが可能な職員は、パスワードと顔による二要素認証により限定されていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式の変更による